

議第169号

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所及び同社福島第二原子力発電所の事故に基づき生じた損害賠償の和解について

県は、次により和解するものとする。

1 和解の相手方

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号  
東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智 明

2 和解の原因

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所及び同社福島第二原子力発電所の事故に基づき生じた損害賠償について和解する。

3 和解の条件

- (1) 東京電力ホールディングス株式会社は、山形県に対し、72,800,000円の損害賠償義務のあることを認め、本件損害賠償の和解に係る契約書（以下「和解契約書」という。）を同社が受領した日の翌日から14日以内にこれを支払う。
- (2) 東京電力ホールディングス株式会社は、和解契約書に定める金額を超える山形県の損害について、和解の効力が及ばないことを確認し、山形県が東京電力ホールディングス株式会社に対して別途損害賠償請求することを妨げないものとする。
- (3) 山形県は、和解契約書に定める金額に係る遅延損害金について、東京電力ホールディングス株式会社に対して別途請求しないものとする。
- (4) 和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

提 案 理 由

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所及び同社福島第二原子力発電所の事故に基づき生じた損害賠償について和解するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により提案するものである。